

富士箱根伊豆国立公園伊豆諸島地域（三宅島を除く）の公園区域及び公園計画の 変更に関する意見の募集（パブリックコメント）について

富士箱根伊豆国立公園伊豆諸島地域（三宅島を除く）の公園区域及び公園計画の変更にあたり、これに関する意見を募集します。

< 富士箱根伊豆国立公園の概要 >

富士箱根伊豆国立公園は富士火山帯を中心とした公園であり、我が国の最高峰の富士山（3776m）や富士五湖を中心とする富士山地域をはじめとして、駒ヶ岳を中央火口丘とする典型的な複式火山で、明治時代からリゾート地として発展してきた箱根地域、天城山から達磨山までの山地を中心とする伊豆半島地域、伊豆七島を中心とした伊豆諸島地域の4地域により構成されている。

伊豆諸島地域は、東京からほぼ南に120～290kmの太平洋に点在している火山島である。北から、S61年に噴火した三原山を有し島内最大の「砂の浜」ではアカウミガメの産卵も記録されている大島、海蝕崖で囲まれ希少種であるオオミズナギドリの繁殖地となっている利島、白砂の海岸でサーフィンの名所である羽状浦海岸を有する新島、マツが自生する岩礁が美しい式根島、伊豆諸島のほぼ中央に位置し天上山を中心に原生林が広がる神津島、平成12年に雄山が噴火し現在も避難生活を余儀なくされている三宅島、豪壮な海蝕崖で取り囲まれ年間を通じてイルカウォッチングが楽しめる御蔵島、南国情緒漂う亜熱帯的な八丈島の順で位置している。本地域は以上に述べた島の島嶼や岩礁から成り、火山現象による地形・地質及び動植物等が特色となっている。

< 変更理由 >

当該地域は、昭和30年4月に伊豆七島国定公園として指定され、昭和39年7月に富士箱根伊豆国立公園の伊豆諸島地域として編入された。その後昭和59年5月に公園区域及び公園計画の全般的な見直し、平成5年7月に公園計画の一部変更が行われている。

平成12年には、三宅島雄山の噴火、神津島・新島近海地震などの火山活動により、当該地域に大きな被害をもたらした。今回は平成5年以降の公園を取り巻く諸情勢の変化を受け、現計画をふまえて公園計画の変更を行うものである。なお、三宅島地区については、平成12年7月から引き続いている雄山の噴火に伴う島内の変容が著しく、今回の点検の対象とせず、おって点検を行うものとする。

< 変更案の概要 >

1. 公園区域

区域線の境界が不明確な箇所について、明確化を図るための最小限の変更を行う。

2. 保護計画

保護規制計画

地域地区の境界が不明確な箇所について、明確化を図るための最小限の変更を行う。

3. 利用計画

（1）単独施設

施設の必要性・効果、風致上の支障の有無等を勘案し、計画の変更を行う。

（2）道路

施設の必要性・効果、風致上の支障の有無等を勘案し、計画の変更を行う。

1 変更する区域

富士箱根伊豆国立公園の区域の一部を次のとおり変更する。

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	削除	東京都利島村の一部	区域線の明確化を図るため。	0.4 (公 0.4)

2 保護計画

(ア) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を次のとおり変更する。

番号	区分	内容	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
2	拡張	第3種特別地域からの振替	東京都大島町差木地の一部	区域の明確化を図るため。	1.0 (私 1.0)
3	削除	第3種特別地域への振替	東京都大島町野増の一部	区域の明確化を図るため。	1.4 (私 1.4)

(イ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を次のとおり変更する。

番号	区分	内容	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
3	拡張	第2種特別地域からの振替	東京都大島町野増の一部	区域の明確化を図るため。	1.4 (私 1.4)
2	削除	第2種特別地域への振替	東京都大島町差木地の一部	区域の明確化を図るため。	1.0 (私 1.0)

* 富士箱根伊豆国立公園伊豆諸島地域(三宅島を除く)面積:単位 ha

変更前	特 別 地 域				普通地域
	特別地域 19,012				3,308
	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	
	1,963	1,513	3,757	11,775	
	公園区域 22,316				
変更後	特 別 地 域				普通地域
	特別地域 19,012				3,307.6
	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	
	1,963	1,513	3,756.6	11,774.4	
	公園区域 22,315.6				

3 利用計画

ア 単独施設

(ア) 次の単独施設を追加する。

番号	種 類	位 置	整 備 方 針	備考
5 8	園 地	大島町 (ヨウゴシ岬)	ヨウゴシ岬海岸の展望地・自然探勝等のための園地として整備する。	既設
5 9	園 地	大島町 (原野)	三原山の砂漠地帯を探勝するための基地として整備する。	未設
6 0	園 地	大島町 (王の浜)	王の浜の海水浴、自然探勝等のための園地として整備する。	既設
6 1	園 地	大島町 (砂の浜)	砂の浜の海水浴、自然探勝等のための園地として整備する。	既設
6 2	園 地	大島町 (差木地)	差木地海岸の展望地、自然探勝等のための園地として整備する。	未設
6 3	園 地	利島村 (ウスイゴウ)	宮塚山へのハイキング利用者のための展望地、休憩園地として整備する。	許可で整備中
6 4	野 営 場	新島村 (羽伏浦)	羽伏浦の海水浴、自然探勝等のための野営場として整備する。	既設
6 5	園 地	神津島村 (赤崎)	赤崎海岸の展望地、自然探勝のための園地として整備する。	既設
6 6	園 地	御蔵島村 (長滝山)	長滝山及び御山へのハイキング利用者のための展望地、休憩園地として整備する。	既設
6 7	博物展示施設	御蔵島村 (黒崎高尾)	御蔵島の自然解説等の拠点施設として整備する。	未設
6 8	野 営 場	八丈町 (大潟浦)	海水浴、自然探勝等のための野営場として整備する。	既設
6 9	園 地	八丈町 (大賀郷)	八丈島における自然ふれあいのための拠点施設として整備する。	未設
7 0	野 営 場	八丈町 (大賀郷)	八丈島における自然ふれあいのための拠点施設として整備する。	未設
7 1	園 地	八丈町 (横間)	横間海岸の海水浴、自然探勝等のための園地として整備する。	既設
7 2	園 地	八丈町 (汐間)	汐間海岸の海水浴、自然探勝等のための園地として整備する。	既設
7 3	園 地	八丈町 (乙千代ヶ浜)	乙千代ヶ浜の海水浴、自然探勝等のための園地として整備する。	既設
7 4	野 営 場	八丈町 (中之郷)	中之郷の海水浴、自然探勝等のための野営場として整備する。	未設

* 備考欄の「既設」は、すでに現地に施設が存在することを、「未設」は、今後施設整備を予定していることを表す。

(イ) 次の単独施設を削除する。

番号	種 類	位 置	理 由	告示年月日
25	広 場	東京都新島村（黒根）	利用実態上、計画の必要性に乏しいため。	昭 59.5.26

イ 道路（車道）

(ア) 次の車道を追加する。

番号	路 線 名	区 間	整 備 方 針
24	永郷富士山線	起点 - 東京都八丈町（永郷・車道分岐点） 終点 - 東京都八丈町（八丈富士中腹・車道合流点）	八丈富士への到達道路として整備する。

(イ) 車道を以下のとおり変更する。

番号	路 線 名	島 名	理 由
1	大島循環線	大島	岡田～泉津間の道路工事箇所、及び野増地区内の道路工事箇所の線形変更を行う。
6	若郷羽伏浦線	新島	若郷から羽伏浦への新トンネル整備に伴う線形変更を行う。
7	和田浜線	新島	和田浜以北の道路の削除に伴う区間変更を行う。
11	式根島循環線	式根島	島内利用拠点の連絡、探勝のための道路として、実態に合わせるため線形変更を行う。
13	那智つづき沢線	神津島	実態に合わせるための区間変更を行う。
16	秩父山線	神津島	実態に合わせるための線形変更を行う。
17	御蔵島南郷線	御蔵島	大島分川方面への枝線も計画に加え、実態に合わせるための線形変更を行う。
18	御蔵島西海岸線	御蔵島	黒崎高尾方面への到達道路及び西海岸部の探勝路として、実態に合わせるための区間変更を行う。
20	八丈富士登山線	八丈島	八丈富士への到達道路、及び周辺の景観探勝のための道路として、実態に合わせるための線形変更を行う。

ウ 道路（歩道）

（ア）次の歩道を追加する。

番号	路線名	区 間
2 3	裏砂漠外輪山線	起点 - 東京都大島町（差木地・車道分岐点） 終点 - 東京都大島町（外輪山・歩道合流点）
2 4	釜の下地鉦線	起点 - 東京都新島村（式根島・釜の下） 終点 - 東京都新島村（式根島・地鉦）
2 5	乙女御山線	起点 - 東京都御蔵島村（黒崎高尾） 終点 - 東京都御蔵島村（御山山頂・歩道合流点）
2 6	黒崎赤沢線	起点 - 東京都御蔵島村（赤沢・車道分岐点） 終点 - 東京都御蔵島村（黒崎高尾・歩道合流点）
2 7	長滝山線	起点 - 東京都御蔵島村（長滝山・車道分岐点） 終点 - 東京都御蔵島村（長滝山・歩道合流点）

（イ）歩道を以下のように変更する。

番号	新規路線名	現行路線名	島名	理 由
1 2	名組湾返浜線	長浜返浜	神津島	一部を車道事業に振り替えたため、区間変更を行う。
1 8	御山縦走線	里南郷線	御蔵島	実態に合わせ、路線名、線形、区間変更を行う。
2 0	黒崎高尾線	黒崎高尾線	御蔵島	実態に合わせるため線形変更を行う。

（ウ）次の歩道を削除する。

番 号	種 類	区 間	理 由	告示年月日
1 9	平清水川線	起点-東京都御蔵島村（御山・歩道分岐点） 終点-東京都御蔵島村（南郷）	自然環境保全の観点から計画をとりやめる。	昭 59.5.26